

令和8年度第1回
市有地売却
一般競争入札要領

袖ヶ浦市
総務部管財契約課
電話 0438-62-2226

袖ヶ浦市ホームページ
<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>

売 却 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在	登記 地目	現況 地目	登記 面積	区域区分 用途地域 建ぺい率/容積率	最低売却価格
①	袖ヶ浦市代宿字汲潮 56番1	宅地	雑種地	182.40 m ²	市街化区域 第一種低層住居専 用地域 50/100	5,852,975 円

入札方式による売払いの流れ（概要）



目 次

市有地売却一般競争入札要領

1 入札物件	1
2 入札参加者の資格	1
3 入札の参加申込	1
4 契約上の条件	2
5 入札及び開札の日時及び場所	2
6 入札方法等	2
7 入札の無効	3
8 落札者の決定方法	3
9 契約の締結等	4
10 売買代金の支払方法	4
11 所有権の移転等	5
12 その他の特記事項	5
13 担当窓口	6
〈参考〉	7

土地売買契約書〔一括払〕	9
--------------	---

土地売買契約書〔契約保証金払〕	11
-----------------	----

市有財産売払い入札参加申込書

市有地売却一般競争入札要領

1 入札物件

入札物件は、「売却物件一覧表」のとおりです。

なお、袖ヶ浦市が必要であると認めた場合は、入札の執行を延期、中止又は取り消しをすることがあります。

2 入札参加者の資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たす個人又は法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 指定日までに売買代金の支払ができる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者及び暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその役職員又は構成員に該当しない者

3 入札の参加申込

入札の参加に当たっては、本要領を熟読のうえお申込みください。

受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

受付時間：午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市総務部管財契約課（北庁舎3階）

(3) 申込必要書類

ア 市有財産売払い入札参加申込書（本要領に掲載のもの）

イ 添付書類（発行後3箇月以内のもの）

個人の場合 住民票及び印鑑証明書（各1通）

法人の場合 履歴事項全部証明書及び印鑑証明書（各1通）

（注）共有名義で申込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。なお、契約は入札参加者の名義で行います。単独名義で申込んだ者が共有名義にて契約することはできません。

(4) その他

申込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。

- ① 市有財産売払い入札参加申込受付書
- ② 入札保証金返還請求書

- ③ 入札保証金の振込用紙
- ④ 入札書（入札する物件ごと）及び入札用封筒
- ⑤ 誓約書（１部）
- ⑥ 委任状（１部）

手続き及び、必要事項の記入・押印等を行ったうえ、入札日に必ず持参してください。

4 契約上の条件

売買契約にあたっては、次の条件を付します。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

5 入札及び開札の日時及び場所

日 時	令和８年８月２８日（金） 午前１０時から
	※受付は午前９時３０分から午前１０時まで（厳守）
場 所	袖ヶ浦市坂戸市場１番地１ 袖ヶ浦市役所 北庁舎１階 会議室１－１

（注）次の書類を必ずご持参ください。

- （１）市有財産売払い入札参加申込受付書
- （２）入札保証金返還請求書（記入・押印願います。）
- （３）入札保証金の振込領収証書（原本及び写し）
（受付で確認の上、原本はその場でお返しします。）
- （４）入札書及び入札用封筒（記入・押印してください。）
- （５）誓約書
- （６）委任状（代理人の場合）

6 入札方法等

（１）入札保証金の納付等

- ① 入札保証金は、最低売却価格の１００分の５に相当する金額とし、袖ヶ浦市が交付した納付書により、指定する金融機関の窓口で事前に納付願います。
- ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後３週間程度かかることがあります。あらかじめご了承ください。
- ③ 入札保証金には利息を付しません。

（２）入札の参加者

- ① 市有財産売払い入札参加申込書に記載された本人又はその代理人が参加することができます。

- ② 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は、委任状（本市指定のもの）が必要となります。

（注）委任した場合、入札書に受任者の署名・押印がなければ、その入札は無効となります。

（３）入札方法

入札は、本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入していただきます（入札者の押印は実印です）。

入札書の投入後、入札を辞退することや入札書の記載内容を変更することはできません。

入札は１回のみで、２回目は行いません。

７ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- （１）参加資格のない者が行った入札
- （２）本市指定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- （３）所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- （４）入札保証金の振込領収証書原本の提示のない入札
- （５）最低売却価格を下回った入札
- （６）誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （７）記名押印を欠く入札
- （８）金額を訂正した入札
- （９）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
- （１０）担当職員の指示に従わなかった者が行った入札
- （１１）委任状を持参しない代理人のした入札
- （１２）公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
- （１３）その他入札に関する条件に違反した入札
- （１４）入札参加申込みをしていない物件への入札

８ 落札者の決定方法

- （１）入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。
- （２）落札となるべき最高額の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
- （３）落札となるべき最高額の入札をした者が２者以上あり、当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、入札に関係のない市職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- （４）入札結果は、その場で次の内容を公表します。
 - ① 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - ② 個人が行った入札：氏名及び入札金額
- （５）入札者数・落札金額については、市ホームページ上において公表する予定です。
- （６）再度入札は実施しません。
- （７）本要領に違反又は誓約書内容に虚偽の記載がある場合は、落札後であっても落札者の決定

を取り消すことがあります。

9 契約の締結等

(1) 契約説明会の日時場所

次のとおり契約説明会を実施しますので、落札者は必ずご参加ください。

日 時	令和8年8月28日（金） 入札終了後
場 所	袖ヶ浦市坂戸市場1 番地1 袖ヶ浦市役所 北庁舎1階 会議室1－1

(2) 市有地売渡し決定通知書の交付

売却物件を落札し買受ける者（以下「買受人」という。）として決定した場合は、後日に市有地売渡し決定通知書を交付します。

(3) 契約の締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、市有地売渡し決定通知書の通知日から7日以内に、13 担当窓口の管財契約課にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、その決定を取り消し、入札保証金は袖ヶ浦市に帰属することになります。

(4) 売買契約書

本要領の「土地売買契約書」をご参照ください。

1.0 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の（1）又は（2）の2通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結までに全額納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

(2) 契約保証金払

売買契約締結前までに契約保証金として、売買代金の100分の10に相当する額を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、袖ヶ浦市が発行する納入通知書等により、売買契約締結の日から30日以内に納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は袖ヶ浦市に帰属することになります。

（注）売買代金の分割納入はできません。

1.1 所有権の移転等

(1) 袖ヶ浦市が売買代金の納付を確認次第、所有権の移転登記を行い、物件を引き渡します

(2) 売買契約書（袖ヶ浦市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

1.2 その他の特記事項

(1) 売却物件について

- ① 物件の詳細（以下「物件調書」という。）は、1.3 担当窓口の管財契約課で閲覧できます。
なお、物件調書の一部については、市ホームページで確認できます。

- ② 売却物件（以下「物件」という。）はすべて、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書をご覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況をご確認ください。

なお、物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。

- ・ 物件の敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されている場合には、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、袖ケ浦市は対応いたしません。
 - ・ 物件の敷地内に擁壁、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）が築造されている場合には、経年劣化による影響については確認しておらず、その構造物にひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、袖ケ浦市は対応いたしません。また、擁壁等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書等はありませんので、建築行為等に当たっては、必要な手続きの申請先である各審査機関等へお問い合わせください。
 - ・ 物件に上下水道設備及びガス設備が敷設されている場合には、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、袖ケ浦市は対応いたしません。
 - ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について袖ケ浦市は対応いたしません。
 - ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問い合わせください。袖ケ浦市は対応いたしません。
 - ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合には、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、袖ケ浦市は対応いたしません。ごみ、ガウ及び碎石等の除去についても同様です。
 - ・ 買受人は、売買契約を締結した後、物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
 - ・ 地盤に関する調査は行っていません。
- ③ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、境界標の存在を確認しています。
現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、すべて許容誤差の範囲内にあります。
- ④ 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところ

により処理します。

1.3 担当窓口

【書類の提出先・お問合せ窓口】

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市総務部管財契約課（袖ヶ浦市役所 北庁舎3階）
電話 0438-62-2226
Fax 0438-62-5916
e-mail sode06@city.sodegaura.chiba.jp

【市ホームページ】

トップページ
<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>
公有財産売却ページ
<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kanzai/siyuutibaikyaku.html>

<参 考>

契約に当たっての費用

1 印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1千万円以下	5千円
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円

※（令和9年3月31日までに作成される契約書）

2 登録免許税

（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×

（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

※仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・一部改正)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(平九法七〇・一部改正)

土 地 売 買 契 約 書

〔一括払〕

売出人 袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕 （以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する末尾表示の土地（以下「売買土地」という。）を、乙に売り渡すものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金 〔入札保証金額〕 円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第3条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金 〔残代金額〕 円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同日かつ契約締結前までに納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第4条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第5条 甲は、所有権移転登記後において両者が協議して定める日に売買土地をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は、当該土地の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第6条 本契約締結後、売買土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（かし担保）

第7条 乙は、本契約締結後、売買土地に面積の不足その他瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを用いなく、本契約を解除することができるものとする。

（1）袖ヶ浦市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当すると認められたとき。

（2）本契約に違反し、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

（3）正当な理由がなく、契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定により、本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに第2条に規定する売買代金の10パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならない。

（乙の原状回復義務）

第9条 乙は、前条の規定により、本契約を解除した場合は、直ちに乙の負担において土地を原状に回復し甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地の所有権移転登記の承諾書一式を速やかに甲に提出するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第11条 乙は、本契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要経費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第12条 甲は、本契約を解除したときは、納付を受けた売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第8条第2項に規定する違約金又は第9条第1項に規定する原状回復若しくは第10条に規定する損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(費用の負担)

第14条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第15条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

上記の契約を締結するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1
千葉県袖ケ浦市
市長 粕谷 智 浩 ⑩

乙

⑩

(土地の表示)

所在地	登記地目	地積 (㎡)	
		公簿	実測
袖ケ浦市代宿字汲潮56番1	宅地	182.40	182.43

土 地 売 買 契 約 書

〔契約保証金払〕

売出人 袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕（以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する末尾表示の土地（以下「売買土地」という。）を、乙に売り渡すものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約締結日（本契約の効力を発する日）までに、契約保証金を納付しなければならない。

なお、納付額は、契約保証金 金 〔契約保証金額〕 円のうち、入札保証金 〔入札保証金額〕 円を差し引いた残金 金 〔契約保証金額〕－〔入札保証金額〕 円を甲の発行する納入通知書により、契約締結日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に規定する契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 乙は、次条に規定する義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は、甲に帰属する。

5 乙は、前項の規定により、契約保証金が甲に帰属したことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた、金 〔残代金額〕 円を 令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により、一括して甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第5条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第6条 甲は、所有権移転登記後において両者が協議して定める日に売買土地をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は、当該土地の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 本契約締結後、売買土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(かし担保)

第8条 乙は、本契約締結後、売買土地に面積の不足その他瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを用いなくて、本契約を解除することができるものとする。

(1) 袖ヶ浦市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当すると認められたとき。

(2) 本契約に違反し、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定により、本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに第2条に規定する売買代金の10パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならない。

(乙の原状回復義務)

第10条 乙は、前条の規定により、本契約を解除した場合は、直ちに乙の負担において土地を原状に回復し甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地の所有権移転登記の承諾書一式を速やかに甲に提出するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第12条 乙は、本契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要経費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第13条 甲は、本契約を解除したときは、納付を受けた売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第9条第2項に規定する違約金又は第10条第1項に規定する原状回復若しくは第11条に規定する損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(費用の負担)

第15条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

上記の契約を締結するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
千葉県袖ヶ浦市
市長 粕谷 智浩 ⑩

乙

⑩

(土地の表示)

所在地	登記地目	地積 (m ²)	
		公簿	実測
袖ヶ浦市代宿字汲潮56番1宅地	宅地	182.40	182.43

様式第2号（第8条関係）

市有財産売払い入札参加申込書

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

住所

氏 名 印

EP

私は、令和8年8月3日公告の下記市有地の処分に関する一般競争入札に参加したいので、参加資格及び処分内容等を承諾のうえ申し込みます。

なお、この入札参加申込書及び添付資料については、事実と相違ありません。

記

対 象 市 有 地	物 番 件 号	
	所 在	
	地 目	
	地 積	
土 地 利 用 計 画 (利用目的等)		
摘 要		